

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年 8 月 7 日（金） 15:12～15:34
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

#### <WG 委員>

- |    |        |  |
|----|--------|--|
| 座長 | 八田 達夫  | アジア成長研究所所長<br>大阪大学社会経済研究所招聘教授            |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表                   |
| 委員 | 鈴木 亘   | 学習院大学経済学部経済学科教授                          |
| 委員 | 原 英史   | 株式会社政策工房代表取締役社長                          |
| 委員 | 八代 尚宏  | 国際基督教大学教養学部客員教授<br>昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

#### <関係省庁>

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 朝川 智昭 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 |
|-------|---------------------|

#### <事務局>

- |      |              |
|------|--------------|
| 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進室次長 |
|------|--------------|

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 「子ども 1 人でも保育士有資格者を 2 人設置」義務の緩和
- 3 閉会

---

○藤原次長 それでは、早速始めさせていただきたいと思います。国家戦略特区のヒアリングということでございます。これは、フローレンスの駒崎さんのほうから 7 月 31 日、先週の金曜日でございましたけれども、保育士の設置、配置の要件というところで御提案がございまして、子どもが 1 人でも 2 人必要だということについての要件緩和を御提案いただきましたが、早速、保育課長にお出でいただきましたので、そのあたりの対応、状況方針ということで御説明いただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 本当にこの暑い中をどうもありがとうございます。

それでは、御説明をお願いいたします。

○朝川課長 お世話になります。厚生労働省の保育課長でございます。

「これまでの取組みについて」と書いてある2枚紙で御説明を申し上げます。今回、フローレンスの駒崎さんに御提案いただいた内容は、実は昨年度から地方分権の流れで課題になって検討を進めてきている内容でございます。

1枚目の上のところを見ていただきますと、昨年度夏ぐらいに地方分権で提案があった内容を踏まえて、今年1月に閣議決定している内容がございます。それで、この児童福祉施設の最低基準を定めている省令に関係するのですけれども、「朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱いについて、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める」という閣議決定でございます。

これを受けまして、1枚おめくりいただいて、その前に2ページ目の下のところを見ていただくと、省令はどのような内容かというのが下に書いてございます。33条2項のほうですけれども、「保育士の数は」ということで、年齢別に配置基準が定まっていて、最後に「ただし」ということで、「保育所一につき二人を下ることはできない」、この問題でございます。それで、上の半分を見ていただきますと、今年3月に私どものほうから地方公共団体にお示しをさせていただいた内容がございます。この背景は、今、保育の受け皿拡大をかなり急ピッチで進めているわけですけれども、それに伴って、保育士の確保は非常に難しいという状況はトレンドとしてまずあるのと、あとは今年4月について特に厳しかったということも踏まえて、3月19日に自治体にお示ししている内容でございます。

特に今、保育士の確保が難しい地域で子どもが少数の場合の取扱いを示しておりますけれども、3行目のところです。アンダーラインを引き始める前のところですけれども、「保育所一につき2人を下ることはできない」とされているところ、保育の受け皿の拡大が大きく進んでおり」云々で、「有効求人倍率が高いなど、保育士の確保が特に難しい地域においては、特例的に、平成27年度の間は、朝・夕の時間帯に児童が順次登所し、又は退所する過程で、当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え、保育士でない者であって保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育等適切な対応が可能なものを配置する取扱いもやむを得ないもの」ということをお示しさせていただいています。

ポイントは、一つはこの平成27年度の緩和と書いてあるところでございまして、それを受けて、1ページ目の下のところですけれども、これは成長戦略のほうでも取り上げられまして、今年6月、先般ですが、閣議決定した日本再興戦略の改定版の中でもこのことについて触れております。閣議決定です。②のところで、保育する児童が少数である場合の取扱いで、「保育士の確保が特に厳しい地域において、本年度特例的に実施している取扱いについて、その実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得る。」ということでございます。

実は、駒崎さんは国の子ども・子育て会議、新制度を検討している会議や審議会がございしますが、その委員でもいらっしゃって、先般の子ども会議でこのことも御紹介をしてお

りまして、子ども会議の場でもこれをしっかり推進するべきだという御意見をいただいております。私どもとしましては、保育士確保が難しい状況は相変わらず変わらない状況でございまして、昨年度、実は全国で12万人ぐらいの受け皿拡大が進んでいる見込みなんですけれども、これは通常の2倍半ぐらいのペースです。今年度、今、自治体に聞いている最中ですが、あまり緩まっていない。同じようなペースで受け皿拡大が進みそうでございますので、来年の4月も保育士確保が難しい状況はおおむね変わらないのではないかと私どもとしては理解していますので、今年度、特例的にやらせていただいている取扱いを自治体に確認をさせていただいた上ではありますけれども、それを踏まえて、来年度以降のことはしっかり検討していきたいと思っています。今の時点で結論ということにはならないんですけれども、今年の3月と同じような状況がおそらく来年の3月においても生じているはずだという認識のもと、取組みを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございませんか。

○鈴木委員 二つ御質問をさせていただきたいんですけれども、今年度、特例的にこれを認めているということですが、どれぐらいの自治体で実際に保育士1人でやっているところがあるのかというのが1点でございます。

もう一つは、本年度中に検討し、結論を得るということなのですが、今年度中というのはどれぐらいに結論が出る予定なんでしょうか。それによっては、別にこちらでやらなくてもということになると思いますので。

○朝川課長 ありがとうございます。まず、現在どれぐらいの自治体がやっつけいらっしゃるかというところは、まさに実は先週だったか、今週だったか忘れちゃったけれども、地方分権のほうのこういう有識者の会議がございまして、このことについてヒアリングがございまして、そこでも御指摘を受けておりますので、まだ数自治体把握できていない状態ですので、これから自治体の取組みの状況を把握させていただいてどこまでやっつけいらっしゃるかということと、あとはやっつけいらっしゃって支障が生じていないかどうか、その点をこれから確認させていただこうと思っています。

2点目の、では、いつ結論を得るかというところは、今年度中には確実に結論を得ると、もう閣議決定で約束していますので結論を出すつもりです。

○鈴木委員 重ねてお伺いしたいんですけれども、来年度のことなので、要するに、どれぐらい早朝とか晩に受けられるかということを決めなければいけなくて、実際に保育所の募集は10月に始まるわけですから、あまり本年度ぎりぎりでも、結局来年度は間に合わないということになってしまうので、そういう意味で、見通しで本年度というのは分かりますけれども、大体どれぐらいになるのかというのはあるんでしょうか。

○朝川課長 ちと今の時点で申し上げられないんですけれども、今、鈴木先生がおっしゃいました来年の4月の採用に向けて、一定程度の期間、時間の余裕がないと効果が薄

れてしまうというのは認識していますので、その効果が薄れないように、間に合うように議論は進めたいと思っています。今の時点でちょっと明確に申し上げられないのは、どういう結論を出すかによってどの程度の関係者の正式な了解を得るかという手続も変わってくるので、ちょっとそこは流動的なので、この分野は非常に子どもの安全性とか、育ちの保障とか、そういう観点からしっかりとした体制で臨むべきだという意見が強い分野でございまして。そういう意見を調整しながら進めていく必要がありますので、時期は今明示できませんけれども、遅くならないように議論は進めていきたいと思っています。

○八代委員 今年度これが実行されて、そこで何か問題が起こったということは把握しておられないですか。それは把握するのが今年度中ということですか。

○朝川課長 当然、結論が今年度中ですので、把握はもっと前の段階でやろうと思います。

○八代委員 ということは、要するに、まだ事故が起こっていないんだったら、あえてそれをやめる理由はないわけですね。それで、先ほどもおっしゃったように保育士の需給の状況は何も変わっていないし、特にこれから労働需給が逼迫することは常識となっているわけで、当然、保育士の市場にもそれがあるわけですから、あえてやめなければいけないという明確な根拠がないときに、なぜゼロベースで関係者の合意をもう一回問わなければいけないのか。単に今年度実験的にやったことが、事情が変わらないからもう1年でやりますよということをなぜそんなに慎重に検討しなければいけないのですか。

○朝川課長 この結論を得る結論の内容によって、踏むべき手続の内容も変わってくると思うんですけども、単純にもう1年やりましょうということでもいいのかどうか。一部の自治体からは、やはり3月にお示ししたやり方ではやりづらいというお声もいただいているわけで、これは地方分権でも言われていますので、単純に今年度お示ししたことを延長すればいいのかどうか、そういったことも含めて検討しますので、そういうことでございます。

○八代委員 そのやりづらい具体的な内容というのはどんなものがあるんですか。

○朝川課長 一つは、この省令は「保育所一につき2人を下ることはできない」という規定が現にある中で、まさに特例的に解釈を私どもがお示しをしているということですので、そこをもう少しはっきりと位置付けてほしいとか、色々な御意見がございまして。それで、逆の意見もいただいています、こういうことはそうそうやるべきではないという御意見も自治体からいただいたりもしているもので、ちょっとその辺を調整しながら進めていかなければいけないので、もう少し時間をいただきたい。

ただ、今年度中に結論を出すということはもう閣議決定でお約束していますので、そこは信頼していただいて。

○八代委員 それは事実を聞いているだけで、だけど、厚労省がこういう通達を出したからといって、自治体が従う必要はないわけですね。自治体が、やはり従来どおり2人でなければいけないと思ったら、それは自由なわけですね。だから、なぜこの通達の内容が不明瞭だと文句を言う自治体がいるのかちょっとよく分からないので、そんなことは自分で

やればいいだけのことなんですね。

○朝川課長 その点については、我々としても取組みを進めてほしい旨を申し上げますので、そういったことの兼ね合いで出てくる意見でございます。

○八代委員 かなり強制的なんですね。

○朝川課長 強制は当然できないです。

○八田座長 一般論になりますけれども、利益団体としては、保育士の団体は認可保育所を保育士に限ってほしいと望むのは当たり前の話で、彼らにとってはそれが家庭的保育者などの就業機会を奪っても構わないのです。その状況では、当事者同士の利害調整に任せではいけないと思います。結局は、子どもの福祉のために、基本的には保育所や自治体の選択の自由に任せて、そこの現場の配慮ができるようにすることが望ましいと思います。そうすると、国の基準自身はやはり緩やかにして、自治体に独自の基準を設けさせる。そうすることによって、保育所の考えを尊重すべきではないかと思うんです。

全てのことについて、便益と事故リスクをバランスして考える必要があります。例えば、交通事故があるから自動車に乗らないというわけにはいかないのに、罰則や保険によって事故被害を最小化している。兼ね合いの問題だと思います。保育の場合も、むしろ最初から制限するんじゃなくて、なるべく自由を与えるようにして、その一方で、事故に対する罰則や保険を整備するほうがいいんじゃないかと思います。

○朝川課長 当然、今八田先生がおっしゃいました観点は踏まえるつもりでいます。

ただ一方で、やはり最低基準として長年ずっとやってきたもので、子どもの安全という観点と、就学前の子どもの健全な発達を保障するという観点がありますので、そうそう緩めればいいのかというものでもないというのは我々は真剣に思っておりますので、その兼ね合いを図る必要がある。関係者の調整というのはその次に出てくる問題ではありますがけれども、まずは我々としてどうあるべき姿に持っていくのか、そこが重要だと思っています。その判断をするに際して、今年度の取組状況を参考にさせていただくということでございます。

そのためにも、今年の3月に特例的に実施している側面がございますので、しっかり取組を進めて参るつもりでございますのでよろしくお願いいたします。

○八田座長 昭和23年に出来たということは、おそらく夜にずっと親が遅くまでというようなことじゃなくて、そもそも本当にお昼間も2人を欠くようなことがあってはまずいという配慮がすごくあったんだろうと思うんです。だから、現在の状況はやはり昭和23年はまるっきり違うんじゃないかと思うんです。

そう考えると、この特区で要請されているということは非常にもっともです。特区ならば基準を迅速に決めることができますから、「この運営に関する基準自体を特区では当てはめない」と、この最後のただし書きに置くこともできるんじゃないかと思うんですけれども。

○朝川課長 まず、事実関係で、ここの部分はちなみにということですがけれども、平成16

年ぐらいだったと思いますが、認定こども園制度が出来たときに、認定こども園にも運営基準の省令があるんですけども、そこで結構明確になったという経緯があります。平成16年の時点ですね。ですから、そんなに昔の話ではないということがちょっと踏まえるべき点でございます。

それで、特区かどうかという点については、私どもとしてはできれば幅広い自治体でやるのであれば、できるようにしていく必要がありますし、そもそもこの最低基準について、ある一部の自治体でどうこうというよりも、やはり基本的には全国的に取扱いを決めていくほうが望ましいと思っておりますので、ここについてはしっかり今年度中に結論を出してまいりますので、そちらの動きを見守っていただければと思います。

○八田座長 事務局はご意見ありますか。

○藤原次長 駒崎さんからの提案は、今年のこの通知では解決していないという認識のものと御提案だと思うんです。したがって、ちょっとお聞きしたいのは、鈴木先生が最初におっしゃったように、どのぐらいの実績が出ているかとか、まず、そのあたりの事実はワーキンググループの先生方にも是非早急に御説明いただきたいし、来年度以降は省令なりきちんと制度改正を少なくともするんだと、これは全国なのか、特区なのか、色々な選択肢がある中で、その2点は早急に議論が必要かという気がしますが、いかがでしょうか。

○朝川課長 早急にとということのタームの問題かもしれませんが、いずれにしても自治体の状況の把握はいたしますし、それを踏まえて、では単純延長なのか、そうでないのか、どういう対応が望ましいのかということを含めて検討していきますので、その議論の状況でこういうふうにやりたいということをお紹介するのはやぶさかではございませんけれども、それはタイミングを見てやらせていただければと思います。

○八田座長 毎年のを延長するというのではなくて、全国で一応この基準を変えましょうというような結論が出るのか出ないかがはっきりするのは大体いつ頃ですか。

もし、特区だけではなく全国ベースでかなり恒久的にそうなるならば一番望ましいことだと思います。それが分かるならば本当にいいんですが、それが分かるタイミングはいつ頃かということです。

○朝川課長 それはさっき八代先生にも言われた点なんですけれども、今度、年度中には結論を出す。それで、かつ来年の採用にできるだけ着実な影響が出ていけるように、成果が出るようにということを踏まえながら検討はしたいと思います。

ただ一方で、自治体にはこれから状況を把握し、一定の色々な方々の意見を聞くというプロセスがどうしても入ってまいりますので、秋以降であることは確かだと思います。

○八田座長 そうすると、基本的にはその結果どうもまた1年ごとというようなことになったら、それがはっきりした段階で、我々としてはやはり特区では別に扱ってくださいということをお願いすることになるでしょうね。

○鈴木委員 関連で、むしろ事務局にお聞きしたほうがいいと思うんですけども、我々

のほうのデッドラインはいつになりますか。

つまり、厚労省の動きがあまり遅いと、やはりこちらで取り上げたほうが良いということになって、こちらのほうの特区法の改正とか、そういうのに間に合うようなこちら側のタイミングというのはどれぐらいになるのでしょうか。

○藤原次長 省令ですから、合意ができればすぐに省令改正していただくという話なんですけれども、むしろそれは御提案者である駒崎さんが来年度のいつ頃までにこの制度改正が必要なのかとか、そういう実ニーズとの関係だと思しますので、例えば、今日のお話を受けて提案者とよく相談をした上で、必要があればまたお出でいただき、議論を続けるということじゃないかと思えます。

○八田座長 では、そういうことでお願いします。

どうもありがとうございました。これは、本当にうまくいくことを祈っています。